

意見書

高森町・高森町教育委員会・学校に対する要望

2024（令和6）年5月17日

高森町町長 草村 大成 様

本件児童保護者



いじめ防止対策推進法およびいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、令和6年4月3日付高森町いじめ問題対策委員会報告書を受けて、以下のとおり、要望書を提出いたします。

記

委員会の皆様には、まず調査していただきましたことに謝意を申し上げます。

同報告書には、当時の学校の問題点と再発防止策が提言されておりました。これらは、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に規定されている地方公共団体や学校の責務等に通底するものがありますが、いじめ被害を経験した本件児童の保護者として、再発防止の観点と、子育てを安心して行える町、高森町の発展のためにも、以下のとおり、要望させていただきたく、本書を提出する次第です。

いじめ防止対策推進法が施行されて10年経ちますが、全国の事例を見ても、同法の理解の徹底やガイドラインで求められている取り組みが全国の自治体で実施されていないのではと思われます。法令に則って、重大事態の早期の把握と調査を実行できる町づくりを切に願っております。

別紙に引用する規定を適宜ご参照いただきつつ、いじめの防止対策の推進施策の積極的な検討と実行をお願いできると幸いです。

要望1

子供の命と尊厳を守るために、『いじめ防止対策推進法』『いじめ防止等のための基本的な方針』『いじめの重大事態に関するガイドライン』の正確な理解の促進が図れ、教育現場がいじめ対応できるように、教職員や教育委員会職員に定期的に研修の実施をお願いいたします（保護者から相談があった場合、学校の上部団体として、教育委員会内でも正しい理解がされていないと、相談窓口としての機能が果たされないため）。

要望2

各自治体で策定する学校の「いじめ防止基本方針」を改訂し、わかりやすく実効性のあるものにしていただけないでしょうか。いじめの定義、いじめの様態、いじめの理解、いじめに対する措置の記載をお願いします。

また、学校策定のものも上記に加え、児童でも理解できるようにして、いじめの初期段階から組織的な対応をしていただきたいと思います。また、いじめの様態の記載、相談があったらどのように対応していくかに関するフローチャートを作成をしていただき、先生方も保護者も児童も確認できるようにしていただきたいと思います。また、いじめの定義に基づく正しいいじめの認知をするための具体的な例を図表で提示し、いじめが見過ごされることのないようにしていただきたいと思います。

そして、マニュアル通りに対応されているか、担任の抱え込みが起こっていないかなどのチェックも行う仕組みづくりをしていただきたいと思います。また、教育相談でいじめの相談ができることの明記、いじめ相談窓口を明確な周知といじめの発見チェックリスト（家庭用）も掲載、チェックリストを新学期ごとに配布し、いじめの早期発見と深刻化を防いでいただけないでしょうか。

また、児童・保護者・教員に対して、いじめ予防や防止に向けた取り組み・教育を、年間計画として作成し、ホームページにも掲載し、確実に実施していただけますようお願いいたします。

要望3

公益社団法人子どもの発達科学研究所が提供している「いじめ予防プログラム」を含むプログラムの取り組みについて実施をご検討いただけないでしょうか。

令和3年度に文科省から受託した吹田市は「いじめ対策・不登校支援支援等推進事業」のなかで上記プログラムを取り入れ、市内の全公立小中学校で取り組んでおります。いじめを未然に予防する為のもので、欧米では効果が実証されているプログラムです。いじめ問題は、深刻化を防ぐこと、予防に加えて、いじめ被害にあった児童生徒の心の傷つきのケアと共に、二度と被害に逢わないように支援すること、いじめの加害をしてしまった児童生徒に、二度といじめをしないように指導することが大切と考えます。

このプログラムを教育活動に取り入れることで、いじめの被害者支援、加害者指導に加えて、全ての子どもがいじめ予防スキルを学ぶことができ、子どもたち一人ひとりがいじめ問題を「自分ごと」として捉え、いじめ予防や対策の理解が深まると考えます。これと同時に指導者の経験やスキルに依存せず、誰でも一定

の水準を保ちながら的確な指導を行うことができることが重要になってきます。加害児童のシンキングエラーに気づき、傍観者の子供たちが仕返しを恐れることなく行動できる仕組みと風土づくりが必要で、また、先生の力量による対応と指導の差が生まれることなく、全ての子どもが安心して学校生活がおくれる環境づくりの為にも、エビデンスに基づいた実績のあるプログラムの採用をお願いしたいと思っております。

要望 4

「いじめに関する講話」を継続して実施をお願いします。弁護士によるいじめに関する講話、熊本県警察本部による具体的ないじめの事例の講話、いじめ被害保護者による講話の実施をお願いします。

要望 5

いじめの相談窓口と対応部局を首長部局に設置し、いじめの相談から解消まで担う体制を構築していただけないでしょうか（弁護士・警察官OB・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士などいじめ問題に関して専門的知識を持ち合わせた構成）。

高森町単独で設置することが難しい場合には、福岡県が昨年度より実施している「福岡県いじめレスキューセンター」（別添資料）と同様のものを設置いただくことを県に働きかけていただけないでしょうか。同制度は、保護者が自治体ではなく、県に相談し、県から学校に状況の確認（調査も含む）や対応の協議を行い、県から保護者にフォローアップが行われるものです。県全体のいじめの認知件数は全国平均よりも下回っていますが、重大事態発生件数は全国平均よりも上回っていることから、早期発見がされておらず、いじめが深刻化し重大事態に陥っているということが考えられます。県内に潜在するいじめ被害者を早急に救済するためにも、このような制度の創設は非常に重要であると思えます。

以 上

高森町いじめ問題対策委員会の「調査報告書」に関するコメント

本年3月28日付けで、高森町いじめ問題対策委員会(吉田道雄委員長)から、高森町教育委員会に対して、高森町内の公立学校の児童の不登校事案について、調査報告書が提出され、私ども児童、保護者もこれを受領しました。

まず、令和5年3月13日の第1回の委員会開催以降、高森町いじめ問題対策委員会の委員の皆さまが、1年以上の長きにわたり、今回の問題について多数の関係者の方々に聞き取り調査を行って頂きましたことに、保護者として厚く御礼申し上げます。また、調査にご協力を頂きました皆様に対しても心より感謝申し上げます。

今回の調査報告書によれば、㊦「いじめ」行為の存在については、私ども保護者が指摘した18のいじめ行為のうち、令和4年7月、体育の授業後、当該児童が他の児童2名から押し倒されて馬乗りになった事実をはじめ10以上の「いじめ」の事実が認定され、㊧「いじめと不登校の関連性」についても、いじめが不登校に影響を及ぼした可能性高いと判断されています。さらに、㊨今回の問題の総括として、学校の初期対応において、担任の教諭から次年度の担任への引継ぎが不十分であり組織的対応がなされたとは言い難いこと、また、当時の教頭をはじめとする学校の管理職側において、関係者が冷静に対応できる状況が実現されれば問題が深刻化しなかったのではないかと指摘がなされています。そして、㊩最後に、「相談窓口のワンストップ化」「記録作成と共有化」をはじめとする12項目の「提言」もされています。

私ども保護者としては、今回の調査報告書において、いじめ行為が一定程度認められ、それと不登校の関係も肯定された上で、学校側の対応の問題点を指摘頂いており、事実の解明や、再発防止のために役立つ報告書となったのではないかと評価しています。

また、年齢が若年であるいじめ事案では、関係者も若年となりますので、聞き取り調査にも相当な気遣いを頂いたものと存じますが、その中で多数の聞き取りを行って頂いたことも大きな意義があったのではないかと感じています。

一方で、いじめと不登校の関連性についての判断の中で、「いじめ行為のみが原因で不登校となったとは判断できなかった」としつつ、その他の原因として、学校側が事実確認の聴き取りを狭い範囲にとどめた結果、本件児童の保護者に対して「特に問題はない」「重大ないじめはない」といった報告を行ったことに起因して、本件児童の保護者と学校の関係性が上手くいかなかったことが要因であると述べられています。しかし、いずれにしても、今回の調査報告書では、学校側の初期対応に問題があったことは明確に指摘されており、そうであれば、いじめ行為が起きた後の学校の対応に問題があったわけですから、結局は、「い

じめと不登校は明らかに関連性がある」と端的に認めて頂いてよかったのではないかと感じています。

その他、保護者として感ずるところはございますが、今回の調査報告書は、私どもの子どもにも伝えられる内容であり、我が子が元のように学校に通ってくれる手助けになってくれるものと思っています。

最後に、今回の報告書が全国のいじめの再発防止につながるよう役立つものとなって頂ければ幸いに存じます。

2024年4月4日

児童の保護者